有資格業者の指名停止措置について

近畿運輸局は、有資格業者１者に対し、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」に基づく指名停止措置を行った。

記

1.指名停止業者及び措置の内容

株式会社中造園

期間：令和８年１１月４日～令和８年１２月３日（１ヶ月）

範囲：近畿運輸局管内

2.指名停止の理由

株式会社中造園は、経営業務管理責任者である者及び、営業所専任技術者である者２名が、他社へ出向の上、他社の工事の現場代理人として配置され、当該工事に関する業務に従事していた事実が認められた。また、当該工事期間は当該事業者での職務に専ら従事していたとは認められないことから、建設業法第７条第１号及び第２号に違反すると認められた。

このことが、建設業法第２８条第１項本文に該当するとして、令和８年５月８日付けで奈良県知事から指示処分を受けた。

当該事実は、「「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」の制定について」（平成９年５月３０日付け官会第１２４２号）の別表第２第１３号（建設業法違反行為）に該当するため。